

## 平成30年第4回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成30年12月14日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第52号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第55号 市道路線の認定について
- 日程第5 議案第56号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第57号 平成30年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第58号 平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第59号 平成30年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第60号 平成30年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第61号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第11 議案第62号 土地の取得について（真桑幼稚園改築用地）
- 日程第12 議案第63号 土地の取得について（（仮称）本巢PA周辺公園用地）
- 日程第13 議案第64号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について

---

### 本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第52号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第55号 市道路線の認定について
- 第5 議案第56号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 第6 議案第57号 平成30年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第7 議案第58号 平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第8 議案第59号 平成30年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第9 議案第60号 平成30年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第61号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第11 議案第62号 土地の取得について（真桑幼稚園改築用地）
- 第12 議案第63号 土地の取得について（（仮称）本巢PA周辺公園用地）
- 第13 議案第64号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 追加日程第1 議案第62号 土地の取得について（真桑幼稚園改築用地）
- 追加日程第2 閉会中の継続審査申出書について

---

### 出席議員（16名）

1番 高橋 勇 樹

2番 今 枝 和 子

3番 高田浩視  
5番 河村志信  
7番 堀部好秀  
9番 黒田芳弘  
11番 道下和茂  
13番 若原敏郎  
15番 上谷政明

4番 寺町茂  
6番 澤村均  
8番 鏝本規之  
10番 臼井悦子  
12番 村瀬明義  
14番 瀬川治男  
16番 大西徳三郎

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	金森利泰

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	杉山昭彦	議会書記	坪内重正
議会書記	大久保守康		

---

## 開議の宣告

### ○議長（鰐本規之君）

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号11番 道下和茂君と12番 村瀬明義君を指名いたします。

---

## 日程第2 諸般の報告

### ○議長（鰐本規之君）

日程第2、諸般の報告を行います。

常任委員会から報告をお願いいたします。

最初に、産業建設委員会の報告を村瀬委員長に求めます。

村瀬委員長。

### ○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、報告をいたします。

12月4日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、早川副市長、各所管部長のほか、関係職員の出席を求め、付託案件1件と、協議案件4件の審査・協議を行いました。

会議を行う前に、市道路線の認定における現地を視察し、その後会議を行いました。

会議では、初めに産業建設部関係の付託案件である議案第55号 市道路線の認定についての審査を行いました。

次に、産業建設部の協議案件である議案第56号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設部に属する予算について、協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員からは、糸貫地域の入会地解散後の残っている払い下げ物件について、台風等で倒木があり道路が通行できなくなった場合における倒木除去の手順と道路維持修繕委託料について、ニホンジカの個体数調整捕獲事業の実施にかかわる豚コレラの影響について、市内におけるブロック塀倒壊の危険箇所数と改修状況について、富有柿の里の施設管理にかかわる光熱水費が増額となっている理由について、富有柿の里の利用者数の状況と今後の施設の老朽化に対する考えについてなどの質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の協議案件4件についての協議を行いました。

議案第56号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、上下水道部に属する予算についての協議では、執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、老朽化により交換を必要とする水道管の延長距離、その交換にかかわる工事費用、今後における水道事業の維持管理についての考えについての質疑がありました。

議案第58号 平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

議案第59号 平成30年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

議案第60号 平成30年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

#### ○議長（鰐本規之君）

次に、文教福祉委員会の報告を臼井委員長に求めます。

臼井委員長。

#### ○文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

おはようございます。

12月6日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、早川副市長、川治教育長及び所管部長のほか、関係職員の出席を求め、付託案件1件と協議案件2件の審査・協議を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件、議案第52号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

続いて、協議案件、議案第56号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、市民環境部に属する予算についての協議を行いました。

委員からは、砂利採取による砂ぼこりや泥による汚れなどの環境に関する指導についての質疑がありました。

次に、協議案件、議案第57号 平成30年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての協議を行いました。

委員からは、前年度に比べ基金の積立額が大幅に増額となっている理由についてと、外国人労働者が国民健康保険税を滞納した場合の対応と対策についての質疑がありました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

#### ○議長（鰐本規之君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

もとす広域連合議会議長 大西徳三郎君。

**○16番（大西徳三郎君）**

それでは、もとす広域連合議会報告をいたします。

平成30年第3回もとす広域連合議会臨時会が、会期を12月3日の1日限りとして、本巢市役所真正分庁舎で開催されました。

臨時会では、条例の一部改正1件と補正予算2件の計3件の議案が提出され、審議が行われました。

条例の一部改正については、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであり、平成30年の人事院勧告に鑑み、もとす広域連合職員の給与に関して所要の改正を行うというものであります。

補正予算については、平成30年もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）と老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）の2件であり、一般会計補正予算については、51万8,000円の補正を行い、予算総額を5億186万7,000円とするものであります。

また、老人福祉施設特別会計の補正予算については119万8,000円の補正を行い、予算総額を9億5,607万3,000円とするものであり、いずれの補正予算も職員の給与の一部改正に伴い所要の補正を行うものであります。

以上、3件の議案については、それぞれ慎重に審議を行いましたところ、全て原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、会議等の資料をごらんになりたい方は、議会事務局に保管してありますので、お申し出ください。以上です。

**○議長（鰐本規之君）**

以上で諸般の報告を終わります。

---

**日程第3 議案第52号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（鰐本規之君）**

日程第3、議案第52号を議題といたします。

議案第52号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、臼井悦子委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

臼井委員長。

**○文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）**

議案第52号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果について報告します。

委員会では、執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、今回印鑑証明に性別の記載がなくなるとのことであるが、交付申請者が表示を希望さ

れた場合は記載されるのかとの質問に、執行部から、希望されても記載はできないとの回答がありました。市民への周知はどのように行うのかとの質問には、執行部から、市民へはホームページ等で周知していきたいとの回答がありました。また、今回、この条例を改正するに至った経緯はどの質問に、執行部から、国では、性同一性障害者特例法が制定され、性別の記載をなくすという方向性であり、近隣市町もそのような流れである。したがって、本巢市も同様にしたいということであるとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告いたします。

#### ○議長（鰐本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第55号（委員長報告・質疑・討論・採決）

#### ○議長（鰐本規之君）

日程第4、議案第55号を議題といたします。

議案第55号については、産業建設委員会に付託してありましたので、村瀬明義委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

村瀬委員長。

#### ○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、付託案件、議案第55号 市道路線の認定について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会では、執行部からは補足説明はなく審査に入りました。

委員から、道路舗装にクレーンのジャッキ跡があり、横断側溝のつけ根部分が下がっていたりしているがどのように考えているのかとの質疑に、執行部からは、今回認定の路線については、開発

行為によって整備された道路であり、今後寄附を受けた業者に対し、指示をしながら補修を行っていきたいとの回答がありました。

また、地震発生した場合、路盤の液状化現象が心配される。今回寄附を受けた道路については開発前は田であり粘土質であるため問題はないが、通常、開発行為に伴う道路整備については路盤改良を行わない場合がある。今後このような寄附を受ける場合には、この点について検討をしていただくようお願いしたいという要望がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告いたします。

**○議長（鐔本規之君）**

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第5 議案第56号（質疑・討論・採決）**

**○議長（鐔本規之君）**

日程第5、議案第56号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第6 議案第57号（質疑・討論・採決）**

○議長（鐔本規之君）

日程第6、議案第57号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第7 議案第58号（質疑・討論・採決）**

○議長（鐔本規之君）

日程第7、議案第58号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決することに決定しました。

---



日程第8 議案第59号（質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第8、議案第59号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第9 議案第60号（質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第9、議案第60号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第10 議案第61号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第10、議案第61号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第61号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

平成30年8月の人事院勧告に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（鐔本規之君）**

議案第61号の補足説明を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、議案第61号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案の概要の1ページをごらん願います。

まず、制定の趣旨でございますが、本年8月の人事院勧告に伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。

その制定の内容でございますが、第1条につきましては、本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、議会議員の期末手当につきまして、今年度の12月期の支給割合を「100分の225」から「100分の230」に引き上げるものでございまして、この引き上げにより、年間の支給割合を現行の4.35月から4.4月に0.05月引き上げるもので、本年4月1日から適用するものでございます。

次に、第2条につきましては、同じく本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、期末手当の来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を100分の220とし、それぞれの支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。

なお、この第2条につきましては、平成31年4月1日からの施行としております。

続きまして、第3条につきましては、本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、常勤の特別職職員の期末手当につきましては、今年度の12月期の支給割合を「100分の225」から「100分の230」に引き上げるものでございまして、この引き上げにより、年間の支給割合を現行の4.35月から4.4月に0.05月引き上げるものでございます。

2ページをごらん願います。

この第3条につきましては、本年4月1日から適用するものでございます。

第4条につきましては、同じく本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でござい

まして、期末手当の来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を100分の220とし、それぞれの支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。

なお、この第4条につきましては、平成31年4月1日からの施行としております。

次に、第5条につきましては、本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、第23条の宿日直手当につきましては、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえまして、「4,200円」から「4,400円」への引き上げを基本といたしまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、第29条第2項第1号の一般職員の勤勉手当につきましては、今年度の12月期の支給割合を現行の100分の90から100分の95に、また特定管理職員につきましては100分の110から100分の115に、それぞれ引き上げるものでございまして、この引き上げにより、年間の期末勤勉手当の支給割合を一般職、特定管理職員とも現行の4.4月から4.45月に0.05月引き上げるものでございます。

その下の第29条第2項第2号では、再任用職員の勤勉手当につきましては、今年度の12月の支給割合を100分の42.5から100分の47.5に、また特定管理職員につきましては100分の52.5から100分の57.5にそれぞれ引き上げるものでございます。

3ページをごらん願います。

上の表の下でございますが、別表第1（第3条関係）につきましては、月例給の官民格差を解消するため、初任給を1,500円引き上げることとし、若年層についても1,000円程度の引き上げを行うとともに、その他の職員につきましても、それぞれ400円を基本に引き上げるものでございます。

この第5条につきましては、本年4月1日からの適用としております。

次に、第6条につきましては、同じく本巢市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、まず第26条第2項の一般職員の期末手当につきましては、来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を100分の130に、特定管理職員につきましても同じく100分の110とし、それぞれ6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するものでございます。

次に、第29条第2項第1号の一般職員の勤勉手当につきましても、来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を100分の92.5に、特定管理職員につきましても同じく100分の112.5とし、それぞれ6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、一般職員、特定管理職員とも年間の勤勉手当の支給割合の変更はございません。

下の表の下、第26条第3項の再任用職員の期末手当及び第29条第2項第2号の勤勉手当につきましては、4ページをごらん願います。

まず、再任用職員の期末手当につきましては、来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を100分の72.5に、勤勉手当につきましては同じく100分の45に、また再任用特定管理職員につきましても、同じく期末手当を100分の62.5に、勤勉手当につきましても同じく100分の55とし、いずれも6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するものでございます。

この第6条につきましては、平成31年4月1日からの施行としております。

次に、第7条につきましては、本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。まず第9条第2項の特定任期付職員の期末手当につきましては、12月期の支給割合を100分の165から100分の170に引き上げるものでございます。また、別表第1の特定任期付職員に係る1号給から5号給の給料月額を1,000円、別表第2の一般任期付職員に係る1級から7級の給料月額を400円、それぞれ引き上げるものでございます。

なお、この第7条につきましては、本年4月1日からの適用としております。

次に、第8条につきましては、同じく本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。第9条第2項の特定任期付職員の期末手当につきましては、来年度以降の6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（鰐本規之君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 道下和茂君。

**○11番（道下和茂君）**

ちょっとお伺いしますけど、26年度からもう引き上げられてきておりますが、現在、今回のも含めて、ラスパイレス指数というのはどのようになっていますか。

**○議長（鰐本規之君）**

大野部長。

**○企画部長（大野一彦君）**

申しわけございません。ちょっと資料が出てまいりませんが、ラスパイレス指数につきましては、近年、若干減少傾向にあります。また後ほど、最近の数値につきましては改めてお知らせをさせていただきますと思います。

**○議長（鰐本規之君）**

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

9番 黒田芳弘君。

**○9番（黒田芳弘君）**

今、説明をいただきました中で、3ページにあります月例給の件でございますが、これによりますと、初任給を1,500円引き上げるということでございます。この初任給については、当然初任給でございますので理解をいたしますが、若年層についても1,000円上げるという説明がございましたが、ここでいう若年層というのは年齢を指すのか、具体的なその線引きというのはどこなのかということと、今回、冒頭で説明がございましたように、今回の給与改正につきましては人事院勧告に伴う改定ですよね。そう考えますと、先ほど私が聞きました若年層及び初任給の引き上げという

のも、こういったことも人事院の勧告に基づいてということなのか、その2点を伺いたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

今回の若年層の引き上げにつきましても、人事院勧告によりまして引き上げをさせていただいているところでございますが、具体的に年齢ということではなく、給料表の比較的低いところの職員ということでございますが、幾つからということではございません。

それから、先ほども申しましたように、この若年層につきましても人事院勧告でされたものであるということでございますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

若年層につきましては年齢ではなくて給料表に基づいてということで、今説明いただきましたが、これでいうと、そこら辺の具体的なちょっと説明をお伺いしたいと思うんですが。

よくわからないのは、わかりやすいのは、いわゆる若年層といえは年齢で言っていたら一番わかると思うんですが、年齢で線引きするのが一番わかりやすいと思うんですが、その若年層という言葉の引用からすると、それがちょっとわかりづらいところでございますが。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁をお願いいたします。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

今回の議案の概要の中に新旧対照表がございますが、11ページをごらんいただきたいと思います。左側が改正後になりまして、右側が改正前でございます。これをちょっと単純に比較をさせていただくと、その上げ幅が幾らかというのがわかるところなんです。これでいきますと、例えば1級の1号給の職員はここで1,500円上がると思います。これが初任給という形で、1,500円でございますけれども、例えば、4級の1号給の職員を見ていただきますと、ここまでが右と比べますと1,000円上がっていると、それぞれ今度号給がふえることによって、また同じように1,500円から400円という上げ幅で級別、また号給ごとに給料表が引き上げられたということでございますので、具体的にじゃあここまでという明確なお答えはできないんですけれども、そういう形で御理解いただければと思います。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

今の説明でわかったんですが、人事院勧告に伴う今回の給与改定というのは、全国の地方自治体まで、もう全て及ぶ問題でございます。ほかの自治体との兼ね合いといいますか、ちょっとわかりにくいんですが、例えば、今の部長の説明では本市については今の説明やったんですね。4級の1号給、そこでという話だったんですけども、僕がわからないのは、人事院勧告に伴う給与改定で全国一律である、どこの自治体でも国に伴って今回改正されると思うんですが、その若年層というところの線引きが本市は今言った説明でやられるということですが、その統一性というんですか、ほかの自治体とのそこら辺について、ちょっとお伺いします。

○議長（鰐本規之君）

今の質問についての答弁をお願いいたします。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

この給料表につきましても、国のほうの給料表に準じて定めておりますので、市独自じゃあ若年層はここまでだからこうだというものじゃなくて、あくまでも国の給料表に準じたものでございますので、そういう意味からすると、今回国の人事院勧告に伴って上げておる市町村については同様だというふうに理解しております。

○議長（鰐本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第11 議案第62号及び日程第12 議案第63号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第11、議案第62号及び日程第12 議案第63号を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第62号 土地の取得について（真桑幼稚園改築用地）でございます。

本巢市立真桑幼稚園の改築用地について、土地売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第63号 土地の取得について（（仮称）本巢PA周辺公園用地）でございます。

（仮称）本巢PA周辺公園用地について、土地売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上の詳細につきまして、後ほど議案第62号につきましては健康福祉部長から、また議案第63号は産業建設部長から、それぞれ御説明を申し上げますので、御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（鰐本規之君）

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、市長から提案されました62号、63号ですが、本巢市の大事な土地を、少なからず土地を取得する案件でございます。

追加議案で最終日にされるという、そうした事情はよくわかるんですが、特に63号については広大な土地で、2億7,900万余の大変なお金を投入するわけでございますので、議会としましても時間をいただいて検討する必要があると、こんなことを思っております。

本当に、今回いろんな事情がありまして、仮契約が直前であったとかそういう理由がございますが、当初の議案に提出していただきたいなあと、そんなことを思っております。

できることなら、3月議会でもよかったんじゃないかなあと、63号については3月議会でもよかったんじゃないかなあと、こんなことも思うわけでありまして。今後こういうことのないように、議会側で十分検討できる時間をいただきたいなと、こんなことをお願いしておきます。

○議長（鰐本規之君）

要望でよろしいですか。

○13番（若原敏郎君）

要望でいいです。

○議長（鰐本規之君）

議案第62号の補足説明を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

それでは、議案第62号 土地の取得についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案の20ページをお開きください。

今回取得をする土地につきましては、本巢市立真桑幼稚園の改築を予定しております土地でございます。

土地の所在につきましては、真桑小学校の北側に位置します本巢市下真桑字番場178番1ほか3筆でございます。

面積につきましては、5793.67平米でございます。

取得価格は総額8,748万4,417円で、契約の相手方につきましては、本巢市下真桑126番地2、白木勝氏ほか3名でございます。

所在地別の面積及び所有者につきましては、21ページの別紙に掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

この土地につきましては、12月10日までに全ての土地所有者と売買の仮契約を締結いたしましたので、本契約を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、追加議案説明資料38ページ以降に位置図、構図を添付させていただいておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（鰐本規之君）**

続いて、議案第63号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、議案第63号 土地の取得について、補足説明をさせていただきます。

お手数でございますが、追加議案書22ページをごらんください。

今回取得する土地につきましては、9月議会にて都市公園を設置すべく区域の決定について議会の議決を得た、東海環状自動車道の（仮称）本巢PAに隣接する（仮称）本巢PA周辺公園用地として使用する土地でございます。

土地の所在地は、本巢市随原字松ノ木184番1ほか21筆でございます。

面積につきましては、総面積は2万945.56平方メートルでございます。

取得価格につきましては、総額2億7,940万4,828円で、契約の相手方は本巢市見延969番地、村瀬巧憲氏ほか10名でございます。

23ページをごらんください。

所在地別の面積及び所有者につきましては、別紙に掲載してございますのでよろしくお願いいたします。



また次に、追加議案の概要について、御説明をさせていただきます。

お手数でございますが、追加議案の概要41ページをごらんください。

購入する土地の位置図となります。

次に、42ページは黒い太線で囲まれた範囲が公園整備事業地となり、所在地別の面積及び所有者の状況でございます。

次に、43ページをごらんください。

(仮称)本巢PA周辺公園を整備するための現時点での全体計画平面図となっております。市民の憩いの場や地域振興の輪を提供するため、ドームテント、トイレ、店舗、管理棟の建築物や、芝生広場、遊具、せせらぎ、駐車場等を配置計画しております。

なお、大規模災害時の防災拠点及び物資の緊急輸送の拠点としても利用できるよう、施設を整備するものでございます。

なお、パーキングエリアとの連結につきましては本市の構想であり、今後の協議によりましては公園の平面図の変更をする場合がございますので、よろしくお願いたします。

また、この公園用地につきましては、11月30日から12月5日に土地所有者全員と売買の仮契約を結んでおり、本契約の締結に当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

#### ○議長（鰐本規之君）

議案第62号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、文教福祉委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、文教福祉委員会に付託することに決定しました。

議案第63号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号については、産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第13 議案第64号（上程・説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（鰐本規之君）

日程第13、議案第64号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第64号につきまして、提案説明を申し上げます。

平成30年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ169万7,000円を追加するものでございます。

内容といたしましては、主に人事院勧告に伴う給与費等の増額及びそれに伴う予備費の減額でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（鰐本規之君）

議案第64号の補足説明を早川副市長に求めます。

早川副市長。

#### ○副市長（早川 謙君）

それでは、議案第64号 平成30年度本巣市一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第5号）につきましては、先ほど議決をいただきました人事院勧告に伴う関係条例の改正に基づく補正予算でございます。

それでは、予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ177億7,263万1,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

諸収入、雑入、7目の雑入でございますが、岐阜県及び岐阜市消防本部に派遣する職員に係る人事院勧告に基づく人件費の増額分に対するそれぞれの負担金169万7,000円の増額でございます。

8ページをお開き願います。

歳出におきます議会費を初めとして、各款の給料、職員手当等及び共済費につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決することに決定しました。  
暫時休憩といたします。

午前10時47分 休憩

---

午後0時06分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

大西議員が所用のため欠席をしておりますので、ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、よろしくお願いをいたします。

お諮りします。ここで議案第62号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

---

追加日程第1 議案第62号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

追加日程第1、議案第62号を議題といたします。

議案第62号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、臼井悦子委員長に審査の経

過並びに結果の報告を求めます。

臼井悦子委員長。

#### ○文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

それでは、付託案件、議案第62号 土地の取得について（真桑幼稚園改築用地）についての審査の経過と結果について報告します。

委員会では、執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

委員から、土地の価格の決定についての質問がありました。執行部から、鑑定士により決定したとの回答がありました。

また、委員から、今回の土地価格につきまして、近年の整備された幼稚園との比較はどの質問がありました。執行部から、今回の土地価格は坪4万9,830円で、本巢幼稚園の坪単価が6万7,980円、糸貫東幼稚園の坪単価が8万2,170円との回答がありました。

また、委員から、改築後の幼児の定員についての質問があり、執行部から、定員は236名との回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告いたします。

#### ○議長（鰐本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ただいま、お手元に配付のとおり、産業建設委員会から閉会中の継続審査申出書の提出がありました。

お諮りします。ここで閉会中の継続審査申出書についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査申出書についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第2 閉会中の継続審査申出書について

##### ○議長（鐔本規之君）

追加日程第2を議題といたします。

産業建設委員長から、議案第63号については閉会中に審査する必要があるので、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 閉会の宣告

##### ○議長（鐔本規之君）

以上で本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成30年第4回本巣市議会定例会を閉会といたします。26日間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

午後0時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 道 下 和 茂

署 名 議 員 村 瀬 明 義